

農地防災事業等補助金交付要綱

昭和 31 年 8 月 30 日付け 31 農地第 4122 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3078 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、地すべり等防止法施行令（昭和 33 年政令第 112 号）、農業用施設災害関連事業の実施について（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1129 号農林事務次官依命通知）、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和 61 年 4 月 4 日付け 61 構改 D 第 272 号農林水産事務次官依命通知）、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 264 号農林水産事務次官依命通知）、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年 5 月 29 日付け元構改 D 第 347 号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（昭和 60 年 4 月 5 日付け 60 構改 D 第 395 号農林水産事務次官依命通知）、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1139 号農林事務次官依命通知）、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 農振第 374 号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農振第 1987 号農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2154 号農林水産省農村振興局長通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。

- (1) 都道府県が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)から(9)までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた額
- (2) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認める者(以下「団体」という。)が行う別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)から(8)までの事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超える部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

(申請手続)

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(1)の農業用施設災害関連事業(以下「災害関連事業」という。))にあっては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日付け農林省告示第1487号(以下「告示」という。))の3の補助金交付申請書の様式に準ずる様式))のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等(北海道にあっては農林水産大臣(別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)の事業については国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。))を経由し農林水産大臣)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))、その他の都府県にあっては当該都府県区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 3 北海道開発局長は、北海道から第1項の交付申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事(北海道にあっては、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を経由し北海道知事)(以下「都道府県知事等」という。)にその旨を通知するものとする。

- 2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号(災害関連事業にあっては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(変更交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第6第1項及び第2項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めるときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

(軽微な変更)

第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

地区における次に掲げる変更

ア 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセントを超え、かつ、1,200万円を超える経費の額の増減

イ 事業の内容の変更

(ア) 変更前の工種別の事業量の30パーセントに相当する額が1,200万円を超えるものにおける当該工種の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) 変更前の工種別の事業量の30パーセントに相当する額が1,200万円以下であって、当該工種に係る事業費の増減が1,200万円を超えるものにおける当該工種の事業量の30パーセントを超える増減

(ウ) 工種の新設、変更又は廃止

(エ) 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業実施主体の変更

イ 地区(災害関連事業にあっては、箇所)相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区(災害関連事業にあっては、箇所)ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(ア) 変更前の工種別の事業量の30パーセントに相当する額が400万円を超えるものにおける当該工種の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) 変更前の工種別の事業量の30パーセントに相当する額が400万円以下で

あつて、当該工種に係る事業費の増減が400万円を超えるものにおける当該工種の事業量の30パーセントを超える増減
(ウ) 工種の新設、変更又は廃止

(事業遅延の届出)

- 第9 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって第1項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

- 第10 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(契約)

- 第11 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(状況報告)

- 第12 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)から(9)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。
- ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の遂行状況報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 4 第1項による報告のほか、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第13 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号（災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

5 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項による実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体に おいて当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、

かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
 - 4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17 地方農政局長等は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 都道府県知事は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したもの、又は効用の増加したものにあっては5万円以上）のものとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第20 都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第21 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第6号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第22 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による補助金調書を作成しておかななければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第23 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第6第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12の規定による状況報告、第13の規定による概算払請求、第14第1項による実績報告、第14第2項による年度終了実績報告及び第14第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定

めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

- 3 地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムの提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第8、第9、第11、第12、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

い。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。ただし、別表（第 2 及び第 8 関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は平成 30 年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成 30 年 11 月 15 日付け 30 農振第 2190 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、地すべり対策事業費補助金交付要綱（昭和 33 年 9 月 30 日付け 33 農地第 3732 号農林事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による改正前の本要綱及び 2 に掲げる通知によって平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。ただし、別表（第 2 及び第 8 関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和 2 年 1 月 30 日付け元農振第 2576 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3340 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。ただし、別表（第 2 及び第 8 関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は令和 2 年以降に発生した災害について適用する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。ただし、第 11 の規定は、この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱第 5 に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。ただし、第13の規定及び第14第1項の規定は、この通知による改正前の要綱第5に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

別 紙

別表（第 2 及び第 8 関係）

事 業	事業細目	補 助 率
(1) 農業用施設災害関連事業	災害関連工事	工事費の 50/100（沖縄県にあっては 60/100、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「特別財政援助法」という。）第 5 条第 1 項に定める事業の工事費にあっては 50/100（沖縄県にあっては 60/100）に同条第 2 項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	ため池災害関連特別対策工事	工事費の 50/100（特別財政援助法第 5 条第 1 項に定める事業の工事費にあっては 50/100 に同条第 2 項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	特殊地下壕対策に関する工事	工事費の 50/100
(2) 農地災害関連区画整備事業		工事費の 50/100（農業用施設に係る部分については特別財政援助法第 5 条第 1 項に定める事業の工事費にあっては 50/100 に同条第 2 項の規定により算出された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(1) (2) 及び (3) の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の 50/100 (2) 特別財政援助法第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第 2 項の規定により同法第 2 章又は第 5 条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る市町村等の集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成 2 年 2 構改 D 第 239 号）第 7 に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）と当該集落排水施設の損害により当該市町村等に支払われる保険金額の合計が 6,000 万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度をいう。）

事業	事業細目	補助率
		<p>以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあつては、工事費の80/100</p> <p>なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。</p> <p>(3) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第3条第1項に基づき、同項第7号に定める集落排水施設の災害復旧事業について補助する場合は、同条第3項により算定された率とする。</p>
	<p>営農飲雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事 情報基盤施設復旧工事</p>	<p>(1) (2)の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、工事費の50/100</p> <p>(2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計(災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年2構改D第239号)第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。)が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度(災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫</p>

事業	事業細目	補助率
		<p>負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の 10% 以上（激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の 5% 以上 10% 未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去 3 年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を 3 で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 10% 以上）である場合にあつては、工事費の 80/100</p> <p>なお、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 2 条第 2 項に規定する合併市町村に係る補助率（2）の適用については、同法第 19 条の規定の例による。</p>
(4) 災害関連緊急地すべり等防止事業		<p>当該事業に要する経費の 1/2 又は 2/3（溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するもの）</p>
(5) 地すべり等防止施設補修事業		<p>当該事業に要する経費の 1/3</p>
(6) 地すべり防止施設災害関連事業		<p>当該事業に要する経費の 1/2（ただし、特別財政援助法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する事業にあつては 1/2 に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号）第 8 条第 1 項の規定により算定された割合を加えた率とする。）</p>
(7) 東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業	<p>農用地災害復旧関連区画整理事業及び土地改良施設災害復旧関連事業</p> <p>都道府県が行うもの</p>	<p>東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成 23 年法律第 43 号。以下「特例法」という。）</p>

事業	事業細目	補助率
	市町村が行うもの	第6条第2号に定める額 特例法第6条第4号に定める額
(8) 農村地域防災減災事業		
ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区におけるため池緊急防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
イ 整備事業 (ア) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の 55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	b ため池整備事業 (a) ため池総合整備工事 a) 地震・豪雨対策型 大規模 小規模 b) 一般整備型 大規模	大規模 工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100、奄美群島にあっては 70/100) 小規模 工事費の 50/100 (中山間地域 (ただし、指定棚田地域については、当該地域を含む市町村の直近の財政力指数が 0.5 を超える場合は、当該地域のみに限る。以下 (8) の事業において同じ。) にあっては、55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 大規模 工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)

事業	事業細目	補助率
	<p>小規模</p> <p>c) 長寿命化型</p> <p>(b) ため池群整備工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>(c) 実施計画策定等</p>	<p>美群島にあつては 70/100)</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあつては 55/100、離島にあつては 60/100、沖縄県にあつては 80/100、奄美群島にあつては 2/3)</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあつては 55/100、離島にあつては 60/100、沖縄県にあつては 80/100、奄美群島にあつては 2/3)</p> <p>工事費の 55/100(離島にあつては 60/100、沖縄県にあつては 80/100、奄美群島にあつては 70/100)</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあつては 55/100、離島にあつては 60/100、沖縄県にあつては 80/100、奄美群島にあつては 2/3)</p> <p>調査・調整費の 50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和 12 年度までに採択する場合にあつては定額補助)</p>
	<p>c 用排水施設等整備事業</p> <p>(a) 湛水防除事業</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>(b) 地盤沈下対策事業</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p>	<p>工事費の 55/100</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあつては 55/100)</p> <p>工事費の 55/100(ただし、都道府県が工事費の 34/100 以上を負担する場合に限る。)</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあつて</p>

事業	事業細目	補助率
	(c) 用排水施設整備事業 大規模 小規模 (d) 鉱毒対策事業 (e) 実施計画策定等	は 55/100) 工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100) 工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100) 調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	d 農地保全整備事業 (a) 農地侵食防止工事 都道府県が行うもの 市町村が行うもの	(1) 工事費の 50/100 (シラス対策にあっては 55/100、離島にあっては 52/100、沖縄県にあっては 80/100) (2) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が 15 度未満の場合は工事費の 45/100 (北海道、離島にあっては 50/100、沖縄県にあっては 80/100) (3) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が 15 度以上の場合は工事費の 50/100 (沖縄県にあっては 80/100) (4) 併せ行う関連工事のうち農村地域防災施設整備工事にあつては工事費の 50/100 (1) 工事費の 50/100 (沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 65/100) (2) 併せ行う関連工事にあつては工事費の 45/100 (北海道及び離島にあつ

事業	事業細目	補助率
	<p>土地改良区等が行うもの</p> <p>(b) 農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事</p> <p>(c) 農地機能保全対策工事</p> <p>(d) 特殊自然災害対策工事</p>	<p>ては 50/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 65/100)</p> <p>(1) 工事費の 50/100(シラス対策にあっては 55/100、北海道及び離島にあっては 55/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)</p> <p>(2) 併せ行う関連工事にあつては工事費の 45/100(北海道及び離島にあっては 50/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)</p> <p>各工事について、土地改良法第 87 条第 1 項に規定する土地改良事業計画書に基づく総事業費（事務費を除く。以下「総工事費」という。）のうち当該各工事ごとの工事費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額の総工事費に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。以下「総合補助率」という。）</p> <p>(1) 農地侵食防止工事にあつては事業細目の欄の農地侵食防止工事の補助率</p> <p>(2) ほ場整備の工事にあつては、工事費の 45/100(沖縄県を除き当該工事によって形成されるほ場のうちその区画の面積が 30 アール以上であるものの面積の合計が当該工事の受益面積の 3 分の 2 未満の場合は工事費の 40/100、沖縄県にあっては 75/100)</p> <p>(3) 畑地かんがいの工事にあつては工事費の 50/100(沖縄県にあっては 80/100)</p> <p>(4) 農地開発の工事にあつては工事費の 50/100</p> <p>工事費の 50/100</p> <p>工事費の 50/100(中山間地域にあっては 55/100)</p>

事業	事業細目	補助率
	(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	e 地域防災機能増進事業 (a) 土地改良施設豪雨対策事業 (b) 土地改良施設耐震対策事業 大規模 小規模 (c) 農道防災対策工事 大規模 小規模 (d) 実施計画策定等	工事費の 50/100 (中山間地域にあっては、55/100) 工事費の 55/100 (沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 工事費の 55/100 (沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3) 調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	f 農業用河川工作物等応急対策事業 (a) 農業用河川工作物応急対策事業 大規模 小規模	工事費の 55/100 (奄美群島にあっては 70/100)

事業	事業細目	補助率
	<p>都道府県及び市町村が行うもの</p> <p>土地改良区等が行うもの</p> <p>(b) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p> <p>(c) 実施計画策定等</p>	<p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、奄美群島にあっては 2/3)</p> <p>工事費の 50/100 (離島を除く中山間地域にあっては 55/100、離島にあっては 60/100、奄美群島にあっては 75/100)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100)</p> <p>調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>
	<p>g 特定農業用管路等特別対策事業</p>	<p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては、55/100)。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>
	<p>h 水質保全対策事業</p> <p>(a) 農業用排水施設整備</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>(b) 水質保全施設整備</p> <p>(c) 支援事業</p>	<p>工事費の 55/100 (沖縄県にあっては 75/100、奄美群島にあっては 2/3)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、沖縄県にあっては 75/100、奄美群島にあっては 2/3)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、沖縄県にあっては 75/100、奄美群島にあっては 2/3)</p> <p>工事費及び調査費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、沖縄県にあっては 75/100、奄美群島にあっては 2/3。ただし、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費にあっては</p>

事業	事業細目	補助率
	(d) 耕土流出施設整備 (e) 実施計画策定	定額補助) 沖縄県にあつては工事費及び調査費の75/100、奄美群島にあつては工事費及び調査費の2/3 調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和12年度までに採択する場合にあつては定額補助)
	i 公害防除特別土地改良事業 (a) 事業区分1及び2 (b) 事業区分3 (c) 事業区分4 かんがい施設の新設、管理、廃止又は更新に係る事業 農地につき行うほ場整備事業 農道整備に係る事業 農地につき行う暗渠排水事業	工事費の55/100(区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあつては50/100、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額とする。) 工事費の55/100(原因が鉱業の事業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあつては50/100、区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあつては50/100) 50/100 45/100(離島にあつては、50/100) 45/100(北海道及び離島にあつては、50/100) 40/100(北海道及び離島にあつては、50/100)

事業	事業細目	補助率
	(d) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	j 地すべり対策事業 (a) 地すべり防止工事 (b) ぼた山崩壊防止工事 (c) 関連事業 (d) 地すべり防止施設長寿命化対策工事 (e) 施設長寿命化計画策定	当該事業に要する経費の 1/2 (沖縄県にあっては 60/100) 当該事業に要する経費の 1/2 当該事業に要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費 (地すべり等防止法施行令第 16 条に定める補助率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費) の 10 分の 10 当該事業に要する経費の 1/2 (沖縄県にあっては 60/100) 調査・調整費の 50/100
	k 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (a) ため池総合整備工事 a) 地震・豪雨対策型 大規模 小規模	工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100) 工事費の 50/100 (中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いもの (浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。以下(8)

事業	事業細目	補助率
		の事業において同じ。)) にあっては 55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3)
	b) 一般整備型	
	大規模	工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)
	小規模	工事費の 50/100 (中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものにあつては 55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3)
	(b) ため池群整備工事	
	大規模	工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)
	小規模	工事費の 50/100 (中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものにあつては 55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3)
	(c) 実施計画策定等	
	a) 劣化状況評価	定額補助
	b) 地震耐性評価	定額補助
	c) 豪雨耐性評価	定額補助
	d) ため池緊急防災対策情報整備	定額補助
	e) 実施計画策定	定額補助

事業	事業細目	補助率
	f) ため池群調査 計画策定 g) ハード整備の 着手促進 h) 安全対策推進 計画策定 (d) 監視・管理 体制の強化 (e) 緊急的な防災 対策 (f) 安全施設の 整備	定額補助 調査・調整費の 50/100(大規模なもの、 中山間地域に存在するもの及び緊急 性が高いものについては 55/100) 調査・調整費の 50/100(大規模なもの、 中山間地域に存在するもの及び緊急 性が高いものについては 55/100) 定額補助 定額補助 工事費の 50/100 (大規模なもの、中山 間地域に存在するもの及び緊急性が 高いものについては 55/100)
	1 ため池洪水調節 機能強化事業 (a) 洪水調節機能 の付与・増進 大規模 小規模 (b) 低水位管理に 必要な整備 (c) 洪水調節容量 の活用に必要な 整備	工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄 美群島にあっては 70/100) 工事費の 50/100(中山間地域にあって は 55/100、離島にあっては 60/100、沖 縄県にあっては 80/100、奄美群島にあ っては 2/3) 工事費の 50/100(中山間地域にあって は 55/100、離島にあっては 60/100、沖 縄県にあっては 80/100、奄美群島にあ っては 2/3)

事業	事業細目	補助率
	<p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>(d) 実施計画策定</p>	<p>工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 70/100)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100、奄美群島にあっては 2/3)</p> <p>調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額)</p>
	<p>m 湛水被害総合対策事業</p> <p>(a) 農業生産基盤整備事業等</p> <p>(b) 高付加価値農業施設移転等</p> <p>(c) 実施計画策等</p> <p>a) 湛水被害総合対策計画策定</p> <p>b) 実施計画策定</p>	<p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100)</p> <p>調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額)</p> <p>調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額)</p>
<p>(イ) 災害管理施設等整備</p>	<p>a 農業用施設等災害管理対策事業</p> <p>b 農村防災施設整備事業</p> <p>中山間地域で行うもの</p> <p>甚大な被害発生地域で行うもの</p>	<p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100)</p> <p>工事費の 50/100 (沖縄県にあっては 2/3)</p> <p>工事費の 55/100 (離島にあっては 60/100、沖縄県にあっては 80/100)</p> <p>工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100、離島にあっては 60/100、</p>

事業	事業細目	補助率
	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）</p>	<p>奄美群島にあつては70/100、沖縄県本島にあつては2/3、沖縄県の中山間地域にあつては75/100)</p> <p>2/3（中山間地域で行うもののうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うもののうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。）</p> <p>2/3（中山間地域で行うもののうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うもののうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。）</p>

事業	事業細目	補助率
	実施計画策定等	実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
	c 農業水利施設危機管理対策事業	調査・調整費及び工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100。)
ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	a ため池緊急防災環境整備事業 (a) 監視・管理体制の強化 (b) 緊急的な防災対策 (c) 地域防災上のリスク除去 (d) ハード整備の着手促進 (e) 実施計画策定	 定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合に限る。) 定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合に限る。) 定額補助 調査・調整費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100) 調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和 12 年度までに採択する場合にあっては定額補助)
(イ) ため池群管理体制整備事業	a ため池群管理体制整備事業	調査・調整費及び工事費の 50/100 (中山間地域にあっては 55/100)
(9) 福島農業基盤復旧再生計画調査		定額補助

(備考 1) 上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災減災事業実施要領 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号) 第 2 第 1 項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特定市町村に該当する市町村であって、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村 (当該地域を含む市町村を含む。) 及び同項アに規定する特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う事業にあっては、令和 3 年度から令和 8 年度までの間

の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては55%、令和5年度にあっては54%、令和6年度にあっては53%、令和7年度にあっては52%、令和8年度にあっては51%とする。

(備考2) 上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災減災事業実施要領第2第1項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特別特定市町村に該当する市町村であって、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村(当該地域を含む市町村を含む。)以外の市町村において行う事業にあっては、令和3年度から令和9年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては55%、令和5年度にあっては55%、令和6年度にあっては54%、令和7年度にあっては53%、令和8年度にあっては52%、令和9年度にあっては51%とする。

別記様式第1号（第3関係）

年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年度において、下記のとおり〇〇事業を実施したいので、農地防災事業等補助金
交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 年 月 日
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
- 2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。
- 3 添付資料について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国庫補助金	国 庫 補 助 率	都道府県費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 等 費	備 考
都道府県営事業 工 事 費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 (団体営事業) 工 事 費 計	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定)

年 月 日

別紙第2

経費の配分及び事業計画の概要

都道府県営事業の場合

事業名		地区名		所在地		施工年度		全計 年度～		年度 年度		受益面積		ha	
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町 村費	土地改良 区その他			
		円		円		円		円		円		円			
計															

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
- 2 防災受益面積を有する場合にあっては、受益面積の欄に（ ）で記入すること。
- 3 「費目」欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買取費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）及び全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）並びに促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積に係る指導、促進支援等に要する費用）を記載すること。ただし、福島農業基盤復旧再生計画調査にあっては、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料、物品・備品購入費、給料・職員手当、共済費、補償費、調査試験費を記載すること。
- 4 「工種」の欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 5 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 6 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 「備考」の欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。
- 8 補助率が異なる場合で、事業を合併して施行する場合には、それぞれ区分して記載すること。
- 9 2地区以上の場合にあっては総括表又は集計表を添付すること。
- 10 複数の事業を行う場合にあっては、それぞれ区分して記載すること。ただし、広域農業用水適正管理対策工事を実施する場合にあっては、広域農業用水適正管理対策工事と記載すること。
- 11 別表の事業の欄に掲げる(8)のイの(ア)のdの農地保全整備事業のうち(a)農地侵食防止工事以外の工事については、国庫補助金は事業費に総合補助率を乗じて得た額とする。
- 12 別表の事業の欄に掲げる(8)のイの(ア)のdの農地保全整備事業のうち(c)農地機能保全対策工事を実施する場合にあっては、農地機能保全対策工事と事業名の欄に括弧書で併記すること。

団体営事業の場合

経費の配分及び事業計画の概要

事業名																	
	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
								円	円	円	%	都道府県費	市町村費	土地改良区その他			
	工事費																
	純工事費																
	〇〇〇〇																
	計																
	工事費																
	純工事費																
	〇〇〇〇																
	計																

- (注) 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に必要な費用）及び全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）並びに促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積に係る指導、促進支援等に要する費用）を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 「備考」の欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月を記載するとともに、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 補助率が異なる場合で事業を合併して施行する場合には、それぞれ区分して記載すること。
- 8 2地区以上の場合にあっては、総括表又は集計表を添付すること。
- 9 複数の事業を行う場合にあっては、それぞれ区分して記載すること。ただし、広域農業用水適正管理対策工事を実施する場合にあっては、広域農業用水適正管理対策工事と記載すること。

別記様式第2号（第6関係）

年度〇〇事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、農地防災事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

- （注）1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。
- 2 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載したものとすること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たい」を「中止（廃止）したい」と置き換えること。

年度〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農地防災事業等補助金交付要綱第9の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

年度〇〇事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があった標記事業の遂行
状況について、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|----------|------------|
| 1 事業遂行状況 | (別紙第3のとおり) |
| 2 事業着手 | 年 月 日 |
| 3 事業完了予定 | 年 月 日 |

別紙第3

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
国庫補助金	円	円	円	
都道府県費				
地元負担金				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
工事費	円	円	円	
計				

2 事業別状況

地 区 名	費 目	実 施 計 画		出 来 高		進 ち ょ く 率 (B) / (A)	備 考
		事業費 (A)	国庫補 助 金	事業費 (B)	国庫補 助 金		
		円	円	円	円	%	

(記載要領)

- 1 「備考」の欄には、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
- 2 間接事業費については事業一本にし、地区名欄に地区数を記載すること。
- 3 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載すること。

年度〇〇事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 { 北海道にあつては農林水産大臣
 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に
 掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開
 発局長 経由)
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 官署支出官 〇〇 殿

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、農地防災事業等補助金交付要綱第13の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。
 また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

- (注) 1 下線部は、第12第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農林水産大臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、下記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第14第1項の規定に基づき報告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）
記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 （別紙第4のとおり）
- 3 補助事業の成果 （別紙第2。なお、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第5及び第6を添付すること。）
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

- （注）1 前年度から繰越した分にあつては、繰越分として、別に作成の上、提出する。
- 2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう、申請額を（ ）書で二段書にすること。なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したも
のから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第4

収支精算書

区 分	事 業 費	国庫補助金	国 庫 補 助 率	都道府県費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 等 費	備 考
都道府県営事業 工 事 費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 (団体営事業) 工 事 費 計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段()書、精算額を下段に記入すること

別紙第5

残存物件調書

地区名	品目	形状・寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業実施主体名を記入すること。

年度〇〇事業費補助金終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 北海道にあつては、農林水産大臣
 （別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
 掲げる(8)の事業は国土交通省北海道開発局
 長 経由）
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、農地防災事業等補助金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予 定年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補 助 金	(A)のうち年 度内支出済額	概算払受 入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする
 （翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第 8 号（第 14 第 4 項関係）

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった〇〇〇〇事業費補助金について、農地防災事業等補助金交付要綱第 14 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |
- (注)市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設定日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第22関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補助金調書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。